

明治二十五年七月一日開業

東京貯蓄銀行預り金趣意書

節儉貯蓄の必要なること今更いふまでもなく皆人の知る所よて些しの金にても濫りに費やさずして積み蓄ふる時ハ知らず識らず一廉の資金となりて子を教へ老を養ひ人に恵む各其望を満すを得べし當銀行ハ是等の金を預かるために設けたるものなれば極めて安全にして且便利に取扱ふべし依て左に貯蓄預金規則を掲げ江湖の諸君に告ぐ

貯蓄預金規則

第一條 當銀行は何人にも金高拾錢以上を預入る時は貯蓄預金として之を受取り利倍増殖の方法を以て安全に保護すべし

第二條 預金を爲す人は當銀行の名印帳に住所姓名を記載して預印し預入れの手續をなし通帳を受取るべし但通帳は爾後預入れの都度預金と共に持参せらるべし

第三條 當銀行にて預金を受取りたる時は其年月日と金高とを通帳に記載し証印の上預け主に交付すべし

第四條 預け主通帳を受取りたる時は其場に於て記入の年月日及金高等を點檢せらるべし

第五條 預金は當銀行の營業時間中(午前九時より午後四時まで)を預け主の望み次第何程にても拂戻すべし

第六條 預金を受戻さんとする人は通帳と印形とを當銀行へ持参せらるべし當銀行にては其年月日と金高とを通帳に記載し支拂帳に預け主の受取印を取り之を拂渡すべし

第七條 預金は預け主にのみ拂渡すべきものなれば預け主事故ありて自身受取方を爲す能はざる時は受取書を作り之に調印して通帳と共に銀行へ差出さるべし

第八條 預金の利子は年五分四毛(即拾圓を預ければ一箇年に五拾錢四厘一箇月に四錢二厘の利を生ず)と定め毎年兩度六月三十日及十二月三十一日に計算し之を元金へ加算すべし但本條の利子割合を變更する時は一箇月前に新聞紙を以て廣告すべし

第九條 毎月十五日以前の預金は下半年より十六日以後の預金は翌月より利子を附すべし

右の規則に従て預け金を爲す時は年を積むに隨て増加するものと左の如しの割合にて計算せり

表算積利元金預蓄貯

年次	毎口登録即ち一箇月	毎口登録即ち一箇月	毎月登録即ち預りれば	一度百圓預けて据置けば
初年	三圓六拾八錢三厘	三拾六圓八拾三錢壹厘	拾五圓貳拾七錢七厘	百五圓九錢
五年目	貳拾圓三拾五錢八厘	貳百三圓九拾壹錢壹厘	六拾七圓八拾六錢	百貳拾八圓貳錢三厘
十年目	四拾六圓四拾六錢壹厘	四百六拾五圓四拾五錢壹厘	百五拾四圓八拾七錢貳厘	百六拾四圓貳拾三錢四厘
十五年目	七拾九圓九拾五錢	八百圓八拾九錢九厘	貳百六拾六圓五拾錢三厘	貳百拾圓五拾錢貳厘
廿年目	百貳拾貳圓八拾九錢七厘	千貳百三拾貳圓拾四錢壹厘	四百九圓六拾五錢八厘	貳百六拾九圓八拾四錢八厘
廿五年目	百七拾七圓九拾七錢八厘	千七百八拾貳圓九拾五錢六厘	五百九拾三圓貳拾六錢	三百四拾五圓九拾七錢七厘
三十年目	貳百四拾八圓六拾壹錢七厘	貳千四百九拾圓七拾貳錢六厘	八百貳拾八圓七拾貳錢四厘	四百四拾三圓五拾七錢六厘
四十年目	四百五拾五圓四拾四錢壹厘	四千五百六拾貳圓七拾六錢九厘	千五百六拾八圓三拾七錢七厘	七百貳拾九圓三拾壹錢九厘
五十年目	七百九拾五圓六拾八錢三厘	七千九百七拾壹圓三拾三錢六厘	貳千六百五拾貳圓貳拾七錢八厘	千九百九拾九圓三拾七錢五厘

株式 東京貯蓄銀行仙臺代理店

仙臺市大町三丁目 第一國立銀行仙臺支店

第十條 毎月十五日以前の拂戻金は其月の利子を附せず十六日以後の拂戻金は上半月の利子を附すべし

第十一條 壹圓未満の金高には總て利子を附せず又利子の計算上厘未満の端數を生ずる時は之を切捨つべし

第十二條 貯蓄預金は拾錢以上の定めなれども預け主の望みにより拾錢未満の金高は切符を以て預るべし

第十三條 但切符は壹錢及五錢の二種とす

第十四條 前條の預り切符は預け主に於て當銀行より渡したる切符臺紙に貼付し金高拾錢以上に上りたる時は當銀行へ持参し通帳の記入を求めらるべし

第十五條 商家工場其他學校病院等にて其傭人職工等多人敷申合せ預金を爲さんとし傭主又は總代より特に申込ある時は特約預金として取扱ふべし

第十六條 總代又は代理の名義にて預金を爲したる時は其受戻も右の總代人又は代理人に限るべし

第十七條 預け主は元帳の突合及利子記入の爲め毎年兩度二月八月に通帳を當銀行へ持参せらるべし

第十八條 預け主姓名を變更し又は轉住し又は改印を爲したる時ハ當銀行へ届出らるべし

第十九條 當銀行の休業日ハ大祭祝日其他一般の休業日とす

第二十條 通帳は預金受渡しの證據なれば預け主は大切に保存せらるべし通帳紛失又は水火盜難に罹りたる時は保証人連印にて速に當銀行へ届出らるべし當銀行にては夫々調査の上届書を受取りたる日より滿三十日の後に至り代りの通帳を交付すべし

東京日本橋區兜町一番地 株式 東京貯蓄銀行

取締役 澁澤榮一
同 西園寺公成
同 須藤時一郎
支配人 吉田省三